

平成21年度の保育所入所申込 を受付いたします!

- 申込（受付）期間** 平成20年11月17日(月)から12月26日(金)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く。)
- 申込（受付）場所** 和水町役場 健康福祉課窓口・町内各保育所
- 申 込 方 法** 申込書は、各申込(受付)場所に用意しています。
申込書は、申込(受付)期間内に提出してください。
申込書は、児童1人につき1部提出してください。
継続して入所を希望される方も申込みが必要です。

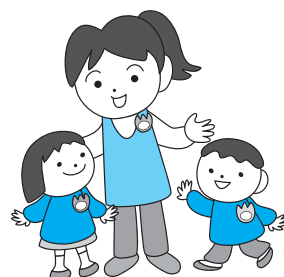
保育所とは

保育所は、**保護者の労働等により家庭において保育をすることができない児童**を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設で、児童の心身の健全な発達を図る役割も有しています。

入所できるのは

児童の保護者が次のいずれかの事情に該当し、保育できないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者(65歳以上の方を除く。)も保育できないと認められる場合です。

- ① 家庭の外で働いている。
- ② 自営業者等、家庭内で日常生活以外の仕事をしている。
- ③ 妊娠中であるか又は出産後間がない。
- ④ 疾病若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害がある。
- ⑤ 長期にわたり疾病等の同居の親族を常時看護(介護)している。
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。 等



町内の保育所

保育所名	公立/私立	定員	住 所	電話番号
神 尾 保 育 園	公 立	60	和水町津田1436-1	0968-34-2636
きくすい保育園	私 立	150	和水町前原285-1	0968-86-5655
あおば保育園	私 立	30	和水町板楠2442	0968-34-2009
春 富 保 育 園	私 立	45	和水町東吉地767	0968-34-2074

その他

※定員を超えて申込みがあった場合には、選考により保育の必要度が高い児童の順に入所を決定しますので、あらかじめご承知ください。

※町外の保育所へ入所を希望される方は、お早めにお申し込みください。

※申込(受付)期間経過後に入所申込みの場合は、直接役場へお申し込みください。

問い合わせ先 本 庁 健康福祉課 子ども家庭係 (内線539)
総合支所 健康福祉課 地域福祉係 (内線761)

お知らせ

障がい者(児)相談会のお知らせ

有明圏域障がい者自立支援推進連絡協議会では、身体・知的・精神などに障がいのある方や、その家族が抱える様々な悩みや困りごとについて、相談や必要な情報の提供を目的として、毎月第3水曜日に3障がい(身体・知的・精神)合同で巡回相談会を実施します。

専門の相談員が、悩みや障がい福祉サービス、就労など幅広い相談に応じます。この機会に是非ご利用ください。

※秘密は厳守されます。

▼と き・ところ

○11月19日(水)

玉東町福祉センター

午後1時30分～午後3時30分

○12月17日(水)

南関町保健センター

○1月21日(水)

玉名市民センター

○2月18日(水)

長洲町保健センター

※時間については11月を除き、いずれも午前9時～午前11時30分までです。

▼問い合わせ先

本庁 健康福祉課障害福祉係

内線 537

支所 健康福祉課地域福祉係

内線 761

和水町高齢者等外出支援タクシー 利用助成事業の開始について

10月1日から、家庭での移送が困難な高齢者の病院等医療機関への通院のための外出支援として、タクシーを利用される場合に、タクシー利用料金の一部を助成するサービスを新たに開始しました。利用できる方の要件は次のとおりです。

＜対象者の要件＞

次の要件のすべてに該当する方
①町内に居住する65歳以上の高齢者のみの世帯で、家庭での移送、公共の交通機関の利用が困難な方

②介護保険制度による介護度が要支援2及び要介護1～5の方

③介護保険制度の所得段階が2段階以下の方

④町内に自家用車を所有する1親等以内の親族がいない方

▼通院等サービスの限度額

ひと月3000円

※サービスの利用を希望される場合

○介護保険サービスを利用されている方については担当のケアマネジャー(介護支援専門員)とおして申請してください。

○利用されていない方については直接、役場への申請となります。

▼問い合わせ先

本庁 健康福祉課

地域包括支援センターまたは介護保険係

内線 534・535

支所 健康福祉課 健康福祉係

内線 762

熊本県有明障害者 就業・生活支援センターきずな

有明地域にお住まいの障がいをお持ちの方、就職についてのお手伝いをします。また、障がいのある方を雇用される事業主の方のお手伝いをします。まずはお電話でご相談ください。

▼と き 月曜日～金曜日
午前9時～午後4時

▼ところ 玉名市中46番4

▼問い合わせ先 熊本県有明障害者就業・生活支援センターきずな
0968・71・0071

家庭から暴力をなくすキャンペーン

家庭内の暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。県では、DV(配偶者等からの暴力)や児童・高齢者・障害者虐待の防止に向け11月に「家庭から暴力をなくすキャンペーン」を実施します。街頭キャンペーン、講演会(DV22日、児童21日、高齢者17日、障害者5日)のほか、ワークショップや女性のための一日法律相談等も実施します。ぜひご参加ください。

▼キャンペーン期間

11月1日(土)～11月30日(日)

▼問い合わせ先

熊本県男女共同参画・パートナーシップ推進課

096・333・2287

裁判員制度 「裁判員に選任されるまで」

来年の5月21日から裁判員制度が始まります。

裁判員に選任されるまでの流れは次のとおりです。

○広く国民の参加を得てその良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民の皆様の負担が著しく大きなものになることを回避するため、法律や政令で辞退を申し立てることができる事由を定めています。

○辞退の申し立てに対する判断は、個々の裁判所が各裁判員候補者の具体的な事情を伺って行いますが、国民の皆様の社会経済生活の実情に沿って適切かつ柔軟に、出来る限り前倒しで行うことにより、国民の皆様のご負担を軽減することを考えています。

○平成19年に全国の地方裁判所で受理した裁判員制の対象事件は約2,600件ですが、補充裁判員を1件につき2人選任すると仮定して試算すると、1年間で約5,000人に1人が裁判員又は補充裁判員に選任される計算になります。

○今後も、裁判員制度の実施に向けて、国民の皆様に様々な情報をお知らせしていきます。裁判員制度の詳細については裁判員制度ウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)